

第 27 回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和 6 年 5 月 9 日 (木) 午後 2 時 00 分～
2. 会 場 黒潮町役場本庁 3 階 中会議室
3. 出席委員 **【農業委員】**
1 番 小谷健児、2 番 野坂賢思、3 番 江口千寿、4 番 山下理恵、
5 番 濱口佳史、6 番 金子俊博、7 番 橋田美和、8 番 伊芸精一、
9 番 松本昌子、11 番 酒井幸男、12 番 福留康弘
13 番 ハジィフ泉
【推進委員】
1 番 大石正幸、3 番 若藤陽介、5 番 小橋誠一
6 番 尾崎澄夫、7 番 西村二男
4. 欠席委員 **【農業委員】**
10 番 垣谷征志、14 番 吉尾好市
【推進委員】
2 番 弘瀬正彦、4 番 宮川建作
5. 議事日程
 - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - (2) 各議案の審議
議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請（農業委員会会長許可）に
ついて（11 件）
議案第 2 号 非農地証明願について（4 件）
議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に
より農用地利用集積計画の決定について
 - (3) その他の討議・報告事項について

議長 皆さん、こんにちは。

本日は27回農業委員会定例会、5月の定例会となっております。

実は会長はちょっと用事があるということで、急きよ、私の方が進行させていただきます。議案は、農地法第3条許可申請等11件と非農地証明4件、そして農業基盤盤強化促進法の規定による利用権設定が出ております。本日の欠席委員は、〇〇さんと、そして会長の〇〇さん、それと〇〇さん、それと〇〇さんと、4名となっております。過半数を達成しておりますので、本日の会は成立いたします。そして、議事録署名人を〇〇さんと〇〇さんをお願いいたします。

農地法第3条、耕作目的による農地の所有権移転の許可申請を、説明をお願いします。

事務局 それでは、1ページをお願い致します。

議案第1号、農地法第3条申請、件数で11件出ております。まず、1番から読み上げさせていただきます。譲渡人、〇〇の〇〇さん。譲受人、〇〇の〇〇さんです。申請地としまして、黒潮町佐賀字黒川176番1、田290平米となっております。申請理由としまして、所有権の移転となっております。すいません、ここ贈与となっておりますが売買の間違いです。売買に訂正をお願いします。

続きまして、4ページをお願いします。

まず、航空写真ですけども、場所としまして、佐賀の中角の集落を過ぎて、今、高規格道路の工事をやっていますが、そちらへ入って行った所になります。すぐそばのくろしお鉄道の線路が通っている場所になります。

次の5ページをお願いします。

ゼンリンの地図になっておりますが、今ここに工事中と書かれていますが、インターチェンジの工事をしているすぐそばになっています。

6ページが、拡大の航空写真です。

今回、その申請地としましてこの赤枠で囲っている所なんですけども、この右下の方に白い建物がありまして、こちらが申請人の名義の土地になっているようです。なので、今回ここを取得して、一体的に管理していきたいということになっております。続きまして、次の7ページが公図となっております。赤枠が申請地となりまして、その下、1766-1、こちらが今回申請者の〇〇さんの土地となっております。上の方は、また別の方の名義となっております。続きまして、8ページが現況写真となっております。この現況写真が申請地からちょっと離れてしまっているので、今回、当日資料でお手元に配らせていただきました、この横に印刷しています第3条許可申請の1番と書かれた現況写真になります。こちらが申請地となっております。続きまして、9ページが第3条調査書となっておりますので、読み上げさせていただきます。

譲渡人、〇〇さん。譲受人が、〇〇さんです。第2項第1号につきまして、譲受人は水稲(すいとう)および果樹、ミカンを栽培しており、農作業に従事する状況、今後の営農予定の状況から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。作業従事者として、ご本人と〇〇さんとなっております。所有機械として、トラクター、それから作業用の軽トラックとなっております。

次の、第2項の第2号および第3号については、該当ありません。

第4号につきましては、譲受人は、作業を行う必要がある日数について作業に従事するものと見込まれます。年間150日の従事日数となっております。第5号については、該当ありません。第6号については、所有権移転後は果樹栽培を予定しているため、周辺農地への影響はないものと考えられます。こちらなんですけども、申請者、譲受人の〇〇さんは〇〇に在住なんですけども、週に1回、実家がある〇〇に帰ってきているということです。この土地のほかにも、田んぼ、畑も何筆か所有しております、家族の方と一緒に農地の管理を行っていくということのようです。事務局からは以上です。

議長 事務局からの説明がありました、担当委員さん、補足説明がありましたらどうぞ。

〇〇委員 前にあった倉庫が高規格道路の立ち退きでなくなるために、今のこの場所ですけど、〇〇君のお父さんの〇〇さんが〇〇さんと生前に、2、3年ぐらい前に亡くなったんですけど買ったんですけど、その土地の登記を〇〇さんが登記やっておくと行ってたらしいんですけどなかなかやってくれないということで、今回その息子の〇〇さんの名前で登記してもらうように、その〇〇さんという方に頼んだそうです。以上です。

議長 ただ今、担当委員さんの方より説明がありましたが、この件につきまして質疑のある方。

ありませんか。ないようでしたら、この1番につきまして賛成の方、挙手をお願いします。

(挙手全員)

全員賛成ということで、承認されました。

事務局 それでは続きまして、第3条許可申請の2番に入っていきます。

また1ページをお願いいたします。

第3条許可申請の番号2番、譲渡人、〇〇の〇〇さん。譲受人、同じく〇〇の〇〇さんとなっております。

申請地として、黒潮町拳ノ川字小越288番1、田925平米となっております。申請理由として、所有権の移転、売買となっております。10ページをお願いします。まず、航空写真になっておりますが、拳ノ川小学校を少し奥へ入って行って、左側にちよっ

と降りていく田んぼが何筆かあるんですけども、その中にハウスがありまして、その場所となっております。ここを奥に行くと、楮（こうぞ）などを栽培したりしているという場所になっています。11 ページが、拡大の航空写真です。続きまして、12 ページが公図になっています。今回の申請地がこの 288-1 ですが、隣の 288-2、こちらを譲受人の〇〇さんが耕作しているということのようです。なので、一体的に作業ができるということになっています。続きまして、13 ページが現況写真となっております。ちょっとハウスの方はビニールがはがれているというような状況となっております。

続きまして、14 ページが第 3 条調査書ですので、読み上げさせていただきます。

譲渡人 〇〇さん、譲受人 〇〇さんです。第 2 項第 1 号につきまして、譲受人は水稻およびニラを耕作しており、作業に従事する状況、今後の営農予定の状況から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。作業従事者として、ご本人。所有機械として、トラクター及び管理機となっております。第 2 号および第 3 号については、該当ありません。第 4 号につきましては、作業を行う必要がある日数について作業に従事するものと見込まれています。第 5 号についても、該当がありません。第 6 号につきましては、譲受人はもともと申請地の隣接地を所有しています。譲渡人が農業をすることができなくなったため、譲受人が買い受けることになりました。現状のまま利用するため、水利関係および周辺状況等に影響はないものと見込まれます。こちらなんですけど、今回のこの申請地 288-1 について、実は別の方と利用権の設定がされてまして、令和 13 年までの契約となっております。なので、今後はその双方の話し合いの中で、今回の〇〇さんが耕作をして所有権も移転させるということなので、利用権の解約手続を行って、その後に 3 条許可をという流れになるのかなということで伝えております。解約の手続きは、ちょっと先にやっただくという話をしております。

事務局からは以上です。

議 長 　ただ今、事務局から説明がありましたが、担当委員さん、補足説明がありましたらよろしくをお願いします。

〇〇委員 　この〇〇さんが離農した関係で、隣に〇〇さんがハウスを建てていた。それで、ハウスいうたら借りちょっと建てたわけよね。〇〇さんの。だから、離農する関係でもう住めないから買ってくれんかえというような話で、双方が。それから、今まで小作料を払っていたからみたい。幾らかの小作料を払っていたから、ほいたら買おうかね、というような話になってまとまったみたい。それで、その利用権設定は〇〇の〇〇さん。

議 長 　ただ今、担当委員さんの方より説明がありましたが、この件につきまして質疑のある方。13 ページのこの図面を見てたら、これはのり面みたいに見えるけど。

事務局 のり面を含んで、このハウスの向こう側の。

〇〇委員 のり面を含んで、2連棟ハウスながよ、本当は。ほんで、1連棟はその〇〇さん。
奥の1連棟が〇〇さんのハウスみたいな形になってるみたいな。

議長 ほかにありませんかね。

(なしの声あり)

ないようでしたら、この2番の方の賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

ありがとうございます。全員の賛成ということで。

続いて、3番の方。

事務局 また1ページをお願いします。

農地法第3条申請の番号3番です。譲渡人、〇〇の〇〇さん。譲受人、同じく〇〇の〇〇さんです。申請地としまして、黒潮町出口字下モダバ47番4、畑255平米となっています。申請理由としまして、所有権の移転、売買となっております。150ページからをお願いします。まず、航空写真なんですけど、田野浦の伸びている県道がありまして、それをちょっと上へ上がった所なんですけども。今、この申請地の少し上辺りに誠華園の新しい建物ができているという場所になっています。ちょっと航空写真が古いんですけども、すみません。16ページが、ゼンリンの地図となっています。続きまして、17ページが拡大の航空写真です。続いて、18ページが公図となっております。この公図なんですけど、実際現場が今回47-4が申請地となっているんですけど、隣の47-ホ、これが5筆でくっついているようです。なので、ごめんなさい、ここの実質2筆が申請地となってきます。それで、右隣にあります47-へと47-ト、ここを既に譲受人の〇〇さんが所有しているので、ここを畑として一体的に管理していきたいということのようになっています。ちなみになんですけど、この上にある44番地が譲受人のご自宅となっておりますので、この周囲一体的に管理していきたいということのようです。続きまして、19ページが現況写真となっております。

続きまして、20ページが第3条調査書ですので、読み上げさせていただきます。譲渡人、〇〇さん。譲受人、〇〇さんです。第2項第1号につきまして、譲受人は水稻およびニラ、季節野菜を栽培しており、農作業に従事する状況、今後の営農予定の状況などから見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。作業従事者として、ご本人です。所有機械として、トラクターおよび管理機となっております。第2号および第3号については、該当ありません。第4号につきましては、譲受人は、作業を行う必要がある日数について従事するものと見込まれます。年間300日の農作業従事日数となっております。第5号については、該当がありま

せん。第6号については、申請地は譲受人の自宅敷地に隣接しており利便性が高いことから、以前より譲渡の交渉がなされていた。現在と利用形態は変わらず、水利調整、共同防除等の周囲の耕作等への支障はないものと見込まれます。

事務局からは以上です。

議長 事務局から説明がありましたが、担当委員さん、補足説明がありましたら。

〇〇委員 5月3日に家に訪ねていきまして、本人がおりにまして話を聞くことができました。17ページの写真なんですけど、ずっと前から、見てもらっても写真では分からんですが一番〇〇地区で高い所にありまして、何かこの辺りがちょっと部落で宅地計画の話も出てるといいうことで、取りあえず子どもさん3人いるもんで、取りあえず買いたいというていうことで隣もずっと抑えていって、今回この土地を交渉がついたということ。

この写真の左側も、ゆくゆくは分けてもらいたいような話をしていました。3年間取りあえず畑をする予定だそうなので。

議長 担当委員さんの説明がありましたが、この件につきまして質疑がある方。ないようでしたら、この3番について賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

全員の賛成ということで、承認されました。

続いて4番、お願いします。

事務局 また1ページをお願いします。

農地法第3条申請の4番から、すいません、11番が譲受人さんが同じ方ですので、一体的に説明をさせていただきます。

まず、これ全部の譲渡人さんの方なんですけど。〇〇の〇〇さん。同じく、〇〇の〇〇さん。同じく、〇〇の〇〇さん。同じく、〇〇、〇〇さん。〇〇の〇〇さん。〇〇の〇〇さん。〇〇の〇〇さん。同じく、〇〇の〇〇さん。譲受人が、〇〇の〇〇さんとなっております。申請地としまして、黒潮町出口字西ナカヅカ 2407 番 1、田 309 平米。同じく、出口字西ナカヅカ 2410 番、畑 62 平米。同じく、出口字スベルバイ 2414 番、田 109 平米。出口字西ナカヅカ 2411 番、田 198 平米。2 ページにきまして、出口字西ナカヅカ 2412 番、田 191 平米。出口字西ナカヅカ 2413 番、田 148 平米。出口字スベルバイ 2415 番、田 76 平米。字常藏谷 2426 番、田 178 平米。字常藏谷 2427 番、田 33 平米。字常藏谷 2428 番、田 59 平米。字スベルバイ 2416 番、田 109 平米。字スベルバイ 2417 番、畑 158 平米。字スベルバイ 2418 番、田 112 平米。字スベルバイ 2420 番、田 221 平米。字スベルバイ 2421 番、田 165 平米。字常藏谷 2424 番、田 125 平米。字常藏谷 2429 番、田 198 平米。字常藏谷 2430 番、田 72 平米。字常藏谷 2431 番、田 495 平米。字常藏谷 2432 番、田

267 平米。字常藏谷 2423 番、田 59 平米。字常藏谷 2425 番、田 112 平米。字番、田 59 平米。字西ナカツカ 2408 番、田 241 平米。字西ナカツカ 2409 番、田 46 平米となっております。申請理由としまして、所有権の移転、売買となっております。

21 ページからをお願いします。まず、航空写真になんですが、県道の古津賀線の所から竹島に入っていく道がありまして、そこからちょっと谷の所で山奥に入っていく場所があります。その奥の所になっています。

申請地のちょっと上の方に見える緑色の屋根のものが、〇〇となっております。ちょっと右上に、山を削っているような広い土の場所があると思うんですが、ここが〇〇さんの作業場となっています。22 ページが、ゼンリンの地図となっています。23 ページが、拡大の航空写真となっております。谷の所を入れていって、そこが行き止まったような場所となっております。この字名が大浦というふうに記載している場所がちょっと右の方にあると思うんですが、この大浦の端までは車で行けるんですけども、そこから奥がイノシシの柵なども張られていて、なかなか普段は入っていきにくいような場所となっています。

続きまして、24 ページからが公図となっています。まず、西ナカツカなんですけども、全部で 7 筆の申請となっています。続きまして 25 ページ、字スベルバイなんですけども、こちらも 7 筆の申請となっています。続きまして、26 ページが字常藏谷で、こちらが全部で 10 筆の申請となっています。続きまして、27 ページが現況写真となっております。手前の方にイノシシの柵が見えてると思うんですけど、ここから向こうが今回の申請地となっております。ちょっとなかなか木も生い茂っているんですけど、申請の代行の行政書士とも話したんですけども、非農地証明ではなく、もう 3 条申請を出して耕作目的での取得をしたいということでしたので、今回 3 条申請ということで受付をしました。23 ページが第 3 条調査書ですので、読み上げさせていただきます。譲渡人、〇〇さん。譲受人、〇〇さん、ほか 7 名となっています。第 2 項第 1 号については、譲受人は水稻および果樹、季節野菜を栽培しており、農作業に従事する状況、今後の営農予定の状況から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。作業従事者として、ご本人。所有機械として、トラクター、コンバイン、田植え機となっております。第 2 号および第 3 号については、該当ありません。第 4 号につきましては、年間 300 日の農作業従事日数となっておりますので、こちら必要な日数について見込まれております。第 5 号についても、該当はありません。第 6 号については、申請地は長年耕作できておらず、現在は荒地地となっている。譲受人は、当該農地を整備して耕作できる状態まで復旧させる予定である。譲り受けた後は果樹を栽培する予定であり、周辺地域への影響はないものと見込まれます。

事務局からは以上です。

議 長 事務局から説明がありましたが、担当委員さん、補足説明がありましたら。

〇〇委員 5月6日に会長と一緒に〇〇さんの方に訪ねて行って話聞いたのですが、21ページをちょっと見てもらえますかね。確認なのですが、〇〇の下にある広い所がそうなのですが、現在はこれが3倍以上にかなり広く埋め立ててやってまして、今、この下の方の青いような所はもう既に果樹を置いちゃうがですよ。ほんで、今度の申請があった所も、将来的には埋め立てて果樹を栽培したいということで、それで受けたいということです。
以上です。

議 長 担当委員さんの説明がありましたが、これに対する意見がありましたら。
これ、重機がずっと入っていけるところ？

〇〇委員 将来的に行けるように入っていけるように。

議 長 今は入れんろう。

〇〇委員 まだまだ入れん。
隣も何かね、買うように話を進めようみたいですがね。まだそこまではいってないけど、将来的には入れるように。

議 長 ただ今、担当委員さんの説明がありましたが、4番から11番につきまして賛成の方の人挙手をお願い致します。
(挙手全員)
全員の賛成ということで、承認をされました。続きまして、議案第2号、非農地証明願。1番を、説明をお願いします。

事務局 議案書の3ページをお願いします。議案第2号、非農地証明願が4件出てきております。

まず、番号1番、願出人、〇〇の〇〇さんです。願出地としまして、黒潮町入野字長沢690番、田1,345平米です。願出理由としまして、平成21年にいったん耕作をやめた後、賃借人が耕作を行っていたが、周辺より低位置にあるなど冠水することも多く、整備しても継続的な耕作ができないということです。29ページからをお願いします。まず、航空写真なんですけども、田の口の分岐から入っていく所になっていまして、〇〇のすぐ裏手の場所となっています。実はここの願出地の隣側、左側が、昨年度5条転用申請が出てきた場所で、〇〇さんの資材置き場で許可になっている場所です。

続きまして、30ページがゼンリンの地図となっています。続きまして、31ページが拡大の航空写真です。続いて、32ページが公図となっております。昨年度、5条転用申請が出てきたのが、この公図上で言う686-1、687、688の3筆となっています。続きまして、33ペ

ージが現況写真となっております。手前の方が、昨年度、その5条転用申請が出てきた場所で草が刈られておりまして、現況写真で見るとその向こう側になる方がその下の方になってくるんですけども、現況としまして草が生えて、耕作については今している場所がなくなっているという状況にはなってきました。

ここなんです、現状、水はけ等の理由で耕作に不適であるということでその願い出の理由として出ていまして、このほかにその願出人の方からこの状況の説明として、農水省が令和3年の4月に通知を出しておりまして、近年言われております農地の利用状況により活用を検討していくという方針の中で、非農地判断の徹底について手続きの迅速化を図って下さいという文書が出されていまして、その中で、周囲の状況から見てその土地を農地として復元しても継続しても利用することができないと見込まれること。こういった場合に、非農地の判断を行っていくということがその文書の中でも述べられてまして、このことも考慮しながら審議が必要となってきます。ただ、前回この隣接地で5条申請として受け付けて農地転用の審議をしているということで、その農地性を認めているということでもあるので、ここについての判断も含めて、皆さんにご審議をお願いしたいと思います。

事務局からは以上です。

議長 今、事務局の方より説明がありましたが、担当委員さん、補足説明がありましたら。

〇〇委員 33ページを見てもらったら分かるんですけど、知人が草を刈ってくれたりしていますので、非農地証明願でなくても構いませんということでしたので、非農地証明を取らなくてもいいということです。今回は、もう非農地証明願を取り下げるという。

議長 取り下げるということは聞いちょうが。

事務局 聞いてないです。

議長 〇〇さんの方には、取り下げるということを本人から聞いたけれども、事務局の方には取り下げるということが来てないということ。

事務局 行政書士が代理で手続きしているので、本人が言うたからといって、それを受け付けてええかどうか。

議長 〇〇さんの方には、本人から取り下げるというようなことを聞いてるんですけど、事務局の方にはそれが来てないがですね。

事務局 来てないですね。

議 長 どっちにしたち、本人がそう言うてきたがと。

事務局 だけど、事務局の方には取り下げというのは来てはないので、正式にはですよ。本人から聞いたかもしれんですけど。

事務局 行政書士が代行しちょうけん、本人が言うたけんいうてそれを受け付けてかまんろうかという。ここに書いてるように、代行で行政書士がおるがですよ。で、一切を請け負っているから、本人が言うてきたからといって、行政書士を飛び越えて受けてかまんろうかという。

議 長 これは、隣のところは農地として利用するが。資材置き場やけんど。

事務局 資材置き場やけん、そこはもう農地じゃなくなります。

〇〇委員 この右側は、現在これ耕作してないが？この辺は。

事務局 今は耕作してないですね。

議 長 耕作してないですよ。そこの一帯というか。なので、〇〇さんが言われた所も耕作してない。今現在は。ここ全部というか、申請地もそうですし、その右隣の所、申請地の隣接の所も耕作はしてない。

〇〇委員 ここは、圃場整備を今計画をしてるんです。これ一体、全部。この辺り全部、圃場整備をね。ほんで今、地権者に郵送して、どういうあれかとか調べて、今やりようがです。その申請が出るとる所は何年か前まで、条件がええところですので、あれとの中ではですよ。今耕作してない所では、条件がええ方なんです。ここ何年か前まで稲を作っていました。借りた人がね。ほんで地主の方は、借りた人が稲を作るのをやめたんで荒らしたらいかんということで、本人が、高齢の方なんですけどね、草刈りしてちゃんと管理しよったんです。それで、もう2年前ぐらいなるろうか、よう草刈りせんかったんで、近所のボランティアで刈る人がこの畑の半分から3分の2ぐらいは草刈ってます。ほんで、3分の1ぐらいはセイタカアワダチソウが生えた状態になっとるんですけど、まあこの辺りでは条件のええところなんです。

それで、これ圃場整備しても何か作れんとか何か書いちょうけど、圃場整備したら、作れるように整備するんです。申請のあれ書いてるとこよね、3ページの所に、整備しても耕作ができない。本人は高齢でできにくい部分があるかもしれんけど、圃場整備し

たらやっぱ借り手が出てきますんでね、そのために整備するんですけどね。この田んぼは、まだ条件がいい方。耕作を行える。

写真ではセイタカアワダチソウが生えてすごい荒れたように見えるけど、セイタカアワダチソウは1年作らんかったらもうぐっと伸びてすごい感じになる。

事務局 圃場整備はするかせんかというのは置いちゃって、今現在で農地性があるかどうかという判断をしてもらいたいということなんですけど。それ自体は、もう農地性があるということだったらある、ないということだったらないということで、委員さんの方にかけて諮るということになるんですけど。申請は出てきちよってですね、それこそ一切の権限は行政書士さんが請け負っている中で、〇〇さんはご本人さんの方から取り下げるというような話が、お会いしたときにそういう話があったということで、今回かけるかどうかということやけど。

〇〇委員 行政書士の確認をしてもらって、取り下げるのか、また審議継続してもらいたいのか。そこらへん、ちょっとはっきりしてないのもう一度確認を取っていただいて、それからまた審議させていただくことはできますか。

議長 取り下げるかどうかということの確認を。

〇〇委員 一応確認を取っていただいて、本当にもう取り下げるのか、行政書士さんも交えた感じの中で。

事務局 連絡取りましょうか。

〇〇委員 取っていただいて。確認してもらわんと、ちょっとこちらも判断ができないので。

事務局 少し時間をください。すぐに連絡取って、先ほど言ったことを確認しますので、ちょっと休憩いうか時間頂いて構いませんか。

(休憩中) 約15分

事務局 すいません、ちょっと行政書士の方とも話したのですが、その権利を代行している行政書士として聞いてないので、審議を継続してくださいということなので、お諮りをさせていただくということで審議させてもらいたいと思います。

議長 非農地証明の件につきまして、1番に対して賛成の方は挙手をお願いします。

この件につきまして、耕作を行えるため、反対ということで、承認されました。続きまして、非農地証明願の2番について説明をお願いします。

事務局 また、3ページをお願いします。非農地証明願、番号2番、願出人、〇〇の〇〇さんです。願出地としまして、黒潮町上川口字王無谷口1579番1、田14平米。34ページからをお願いします。まず、航空写真ですけども、王迎団地の真ん前の海岸沿いの場所になります。〇〇が建っている場所のすぐ隣となっています。35ページが、ゼンリンの地図となっております。続きまして、36ページが拡大の航空写真です。こちらの方で、今回、この非農地証明願として上がっている場所がこの赤枠で囲んでいるところなんですけども、この下の部分について、〇〇が持っている土地とですね、それから赤線が入ってまして、ここがLのような形で、この願出人が事業で使いたいということのようです。続きまして、37ページが公図となっております。

38ページが、現況写真となっております。実は今回、既に事業の方に着手してまして、この現況写真に見えるこの建物、これが〇〇の事業用の建物のようなんですけども、これが既に建ってまして、その地権者としては農地ではないという判断でこれまで手続きをしなかったようなんですけども、金融機関と話す中で農地法の許可が必要ということが判明して今回の願い出に至ったということで、この顛末が書かれた上申書が行政書士の方から出されておりました。赤枠で囲っている辺りがその今回の農地で、この現況写真の中で、砕石を敷いているこの手前の方にかけて伸びている部分、左側が町の赤線で、右側の部分が〇〇の土地ということになりまして、〇〇の土地は購入で、町の赤線は貸借をして使用するということのようなのです。一応、当日の追加資料としまして、これの事業着手前の状況がちょっと分からなかったもので、願出人の方から工事前着手の写真が送られてきたので、ご参考に印刷させていただきました。

事務局からは以上です。

議長 ただ今、事務局の方より説明がありました。担当委員さん、補足説明がありましたら。

〇〇委員 ちょっとの報告ですが、事務局が言われよったその赤線ですが、〇〇の写ってる写真、38ページちょっと見てもらいたいがですが。赤線の枠右側の堤防まで来てますが、これの半分、左側の〇〇の白枠の国道沿いの辺りから、この埋めちよう所くらいに伸びた線が、当該土地になります。右側はもう既に購入しているようで、この田んぼは大体半分から3分の1くらいの面積になると思います。実際は。それで、ここの申請者の人なんですけども、現在は〇〇の方で生活してまして、奥さんが〇〇をやって、旦那さんの方がこの〇〇の管理を任されておるということで、そういったことで、こちらの土地に今後2人で移住してきて、〇〇なり、〇〇をしたいと。それで、ちょうどこの、今、事務局で説明した

土地がその駐車場の入口にあたるということで、現状というか、今、碎石埋めちようがですが、前はこういう草ぼうぼうというか草原で、最初の持ち主の人は、もう田んぼとしては使う気はないと。もう十数年作ってないんで。そういうことだと聞いてます。以上です。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたが、この件について質疑のある方は。

この堤防のとは前に松原やったがやね。松の木あって。この前のオオイワのとこやろう。おれが青年団時分のときに田んぼはあったけど、その後は、どうも国道の関係で埋めたがやないやろうか思うて。

〇〇委員 いいですか。

38 ページの手前のところ、砂利を置いちょうところは農地じゃない？

〇〇委員 ここは、町の赤線と〇〇の土地が絡んじょうところみたいで。

農地ではないみたいです。

議 長 担当委員さんの説明がありました。この件につきまして、非農地証明の2番につきまして賛成の方、挙手をお願いします。

(賛成多数)

賛成多数ということで、承認されました。続きまして、非農地証明3番の説明をお願いします。

事務局 また3ページをお願いします。

非農地証明願の、番号3番です。願出人、〇〇の〇〇さん。願出地としまして、黒潮町下田の口字西オコヲ 571 番1、畑 63 平米。同じく、下田の口字カチヤケ谷 612 番1、田 17 平米となっております。願出理由としまして、平成10年ごろから耕作されておらず、平成20年に〇〇が建てられて以降、〇〇およびその〇〇として利用されているとのことです。39ページからをお願いします。まず、航空写真となっておりますが、国道沿いの場所です。田の口分岐の信号があるすぐそばとなっております。ここ、既にもう〇〇は営業していないと、もう、やめているというふう聞いてます。40ページが、ゼンリンの地図となっております。続きまして、41ページが拡大の航空写真です。この〇〇の建物の本体と、それから〇〇のある場所が、今回、願出が出されております。続きまして、42ページが、〇〇の建物の方の公図となっております。43ページの公図が、〇〇の部分となっております。44ページが、現況の写真となっております。これとしましては、建築時に、その地目変更ができてなかったということになってくるというふうに思います。

事務局からは以上です。

議 長 事務局から説明がありましたが、担当委員さん、補足説明がありましたら。

〇〇委員 5月の2日に〇〇さんと会いまして、この3ページの証明願のがで、この理由というのが人ごとみたいに書いちょうわけよね、これ。〇〇が建てられていうて、誰が建てたんですかという。聞きに行った。ほいたら、私が建てたと。自分の土地やのに、言うて話をしたんですが、現状は、もう建物を建てて何もできない状態です。国道からも、車からも見えると思いますので、皆さんもご存じかと思います。以上です。

議 長 車があこへ入っていくときある。まだしようと思うがやろうか。

〇〇委員 それで、裏側の一段高いところへ土地があるやいか。あれ、何か〇〇であったけん、この土地は違うかと聞いたら、それは全然違ういうて。看板はあるがね、〇〇の。
それで、機械も古うなってきたし、もう売買するということで、農地では売れんからと
いうことで出てきたということです。
以上です。

議 長 ただ今、担当委員さんの方より説明がありましたが、この3番の非農地証明につきまして賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手多数)
挙手多数ということで、承認をされました。
続きまして、非農地証明願4番について、説明をお願いします。

事務局 また3ページをお願いします。
非農地証明願の、番号4番です。願出人、〇〇の〇〇さん。願出地としまして、黒潮町下田の口字ツホ子タですかね、388番、畑72平米。願出理由としまして、昭和60年に居宅が建てられており、それ以降、宅地として利用されているとのことです。45ページからをお願いします。まず、航空写真となっておりますが、田の口分岐から大規模公園の方に入ってきました、鉄道の下をくぐって、すぐちょっと右側の方に入ってしまった集落の中にあります。46ページが、ゼンリンの地図となっております。すいません、ちょっと地図が分かりにくいですが、右下の方に図示しております。47ページが拡大の航空写真となっております。続きまして、48ページが公図となっております。次いまして、49ページが現況写真となっております。こちら、土地名義人としては、〇〇さんの名義となっております、建物も〇〇となっているということです。現在はこの家が建てられて、農地ではないということが出てきております。
事務局からは以上です。

議 長 事務局からの説明がありましたが、担当委員さん、補足説明がありましたら。

〇〇委員 願出人の〇〇さんは〇〇在住とのことで、直接お話は伺えなかったんですけども、48ページの公図をご覧ください。赤枠の願出地の下に、〇〇さんという方がいらっしゃいますが、現在その方が住まわれています。この〇〇さんと〇〇さんが親戚に当たるらしく、名義を変更したということで、司法書士さんの方に手続きをお願いしたところ、実はここは農地だったということで、今回、届け出を出すような運びになったそうです。現在、実際もうおうちが建ってて、周りは〇〇さんはラッキョウを栽培してまして、〇〇さんの名前の畑になってますが、ここは倉庫が建って住宅もある感じです。現況、おうちも建ってるので、農地に戻すことはできない状態です。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたが、この件につきまして質疑のある方。
これは、この人がもう家も買うという？

〇〇委員 空き家と聞いて、近所の人のお話聞いてたんですけども、たまたまいた〇〇さんに空き家ですかいうて聞いたら、〇〇が住みようといことで、現在も住まわれて活動はされてるそうです。で、名義を変えるに当たって司法書士さんをお願いにしに行ったところ農地だったという状況で、今回、出すようになったそうです。

事務局 その願出人さんのお父さんというふうに、行政書士から聞いたがですけど。そうではない？

〇〇委員 名義を変えるということ。売買という話なので、名義を変えるに当たってその司法書士さんをお願いをしたところ、農地だったのではという感じです。

議 長 非農地証明願の4番につきまして、これ賛成の方、挙手をお願いします。
(賛成多数)

賛成多数ということで、承認をされました。

続きまして、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の決定について、説明をお願いします。

事務局 今日お配りしました当日資料で、議案第3号の資料をお願いします。まず、上からご説明させていただきます。まず、相対の分となっております。まず最初なんですけど、まず3筆が、同じ借受人さんの設定で出てきております。場所が、6-11、大方6-9、貸付人、〇〇の〇〇さん。借受人として、〇〇の〇〇さんです。設定期間としまして10年となっ

ておりまして、場所の方が、浮鞭字社 4034 番、田んぼで、農用地区域内となっております。面積が 292 平米、作物として、キュウリおよびオクラとなっております。10 a 当たりの借り賃が、〇〇となっております。次が、貸付人、〇〇の〇〇さん、借受人が、同じく〇〇さんで、2 筆となっております。期間としましては、先ほどと同じ 10 年間ということで、浮鞭の字社の 4035 番と 4036 番となっております、こちらも同じく、作物キュウリとオクラで、借り賃も〇〇、10 a 当たりとなっております。続きまして、貸付人、〇〇、〇〇さん、借受人、〇〇の〇〇さんとなっております。期間としましては 5 年間となっております、場所が加持の字三島 4775 番、田んぼとなっております。作物はピーマンとなっております、借り賃の方も〇〇となっております。こちら、新規の設定となっております。

続きまして、次が、7 筆が同じ借受人さんとなっております。まず、貸付人、〇〇の〇〇さん、借受人、〇〇の〇〇さんです。この方は、お父さんの〇〇さんという方が田野浦の方で広く耕作をされておりました、そのお父さんの跡を継いで栽培をするということで、今回、息子さんの名前が出てきております。場所が、田野浦の字本田 3196-1 と 3196-2 となっております、作物が果樹となっております。

続きまして、貸付人、〇〇の〇〇さん、借受人が同じく〇〇さんで、期間の方が 10 年間、場所が田野浦字本田 3207 番、作物は同じく果樹となっております。続いて、貸付人、〇〇の〇〇さん。こちらも同じく〇〇さんで、黒潮町田野浦の字本田 3197 番、同じく果樹となっております。続いて、貸付人、〇〇の〇〇さんとなっております。場所が、同じく字本田 3195 番の 656 平米で、果樹となっております。

続きまして、貸付人が、〇〇の〇〇さんで、こちらが 2 筆となっております。田野浦の字本田 3193 番と 3194 番で、同じく果樹の栽培となっております。こちら、お父さんの経営の方を引き継がれるということで、一応再設定ということで出てきています。

続きまして、貸付人、〇〇の〇〇さん、借受人、〇〇の〇〇さんで、期間としまして 3 年間です。加持の字ミシマ 4778 番、田んぼで 1,267 平米、作物がキュウリとオクラ、10 a 当たり借り賃が〇〇となっております。

続いて、貸付人、〇〇の〇〇さん、借受人、同じく〇〇さんで、こちらも加持の字ミシマ 4791 番、田んぼで、同じくキュウリ、オクラということで、こちらは恐らく一体的に借りるものだというふうに思われます。

続きまして、貸付人、〇〇の〇〇さん、借受人、〇〇、〇〇さんです。期間の方が、令和 9 年の 2 月 1 日までとなっております。場所が、加持の字三島 4691 番、畑で 2,070 平米、作物がショウガとなっております、〇〇となっております。こちらの場所は、再設定の利用権となっております。相対の方が取りあえず以上なので、いったん。もう一遍にいったいいですかね？

引き続き、中間管理の方も説明させていただきます。貸付人、〇〇の〇〇さんで、借受人が〇〇です。期間としまして、3 年間となっております。浮鞭の字ヤモウヂ 4198 番の畑

5,198 平米で、作物が果樹となっております。新規の設定です。こちら、個人と〇〇とで利用権の設定後、〇〇さんと利用権を設定することになります。続きまして、貸付人、〇〇の〇〇さん、借受人が、同じく〇〇で、期間としまして5年間となりまして、場所が加持の字ミシマ 4742 番、田んぼ 3,520 平米で、作物、葉タバコとなっております。

続いて、貸付人、〇〇の〇〇さん。期間として、同じく5年間となっております。加持の字ミシマ 4746 番、田んぼ 2,669 平米、葉タバコです。続いて、貸付人、〇〇の〇〇さん。期間としまして5年間で、加持の字三島 4794 番、田んぼの 3,004 平米、同じく葉タバコとなっております。こちらの3筆について、個人と〇〇で利用権の設定後、〇〇様と利用権の設定を行います。続きまして、貸付人、〇〇の〇〇さん、借受人が〇〇です。期間としまして5年間の設定となりまして、加持の字三島 4801 番、田んぼで 1,689 平米、作物が水稲となっております。こちらは、〇〇と個人で利用権の設定後、〇〇と利用権の設定をするということです。今回、今月の合計で3万3,517 平米の利用権設定となっております。

事務局の方からは以上です。

議 長 　ただ今、議案第3号の説明がありました6-11 から6-29 につきまして質疑を受けたいと思います。質疑のある方は。

〇〇委員 6-25 の〇〇さんは、町内の人ですか。
ブント作りよう人？有名な。全国に売りに来る人。

事務局 〇〇の方で、ブントですかね。
何か名前付けてやられたと思うんですが。

議 長 　ほかにありませんかね。
(質疑等なし)
ないようでしたら、議案第3号につきまして賛成の方、挙手をお願いします。
(挙手多数)
挙手多数ということで、承認をされました。
議案については、以上となります。

(午後3時50分終了)